

パブリックコメント募集

照会先 企画広報課 ☎23-9261

市の基本的な制度となる条例を定めたり、重要な政策を定める計画を立てる場合は、あらかじめ市民の皆さんに、その案や考え方、ねらい、主な内容などを公表します。

広く市民の皆さんからご意見をいただき、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を条例や計画などに反映させることで、よりよい行政を目指します。

どうぞお気軽にご意見をお寄せください。

関市環境基本計画（第三次見直し）（案）

豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

■募集期間 2月1日(金)～3月4日(月)

■照会・提出先 環境課

(☎23-7702 FAX 23-7750)

☑ kankyo@city.seki.lg.jp

◆公表場所

市ホームページ、環境課、企画広報課、各地域事務所、西部支所、市立図書館など

◆意見を提出できる人

市内に在住、在勤、在学の方または市内に事務所、事業所をお持ちの方(団体を含む)

◆意見の提出方法

住所、氏名、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。①持参、②郵送、③ファックス、④電子メール

※所定の様式は公表場所または市ホームページから入手できます。同様の内容が記載してあれば任意の様式でも可能です。口頭や電話での意見はご遠慮ください。

※提出された意見とそれに対する市の考え方を、意見募集期間終了後に公表します。(意見提出者の住所・氏名は公表しません。)

関まつりに参加しませんか

照会先 (一社) 関市観光協会 ☎23-6726

刀都・関の春を彩る恒例の「関まつり」を4月20日(土)、21日(日)に盛大に開催します。次の内容で、本町パレードならびにあんどんみこしコンクールの出場者を募集します。自治会や子ども会、事業所、同好会など、皆さん奮ってご応募ください。



本町パレードの部

■日 時 4月20日(土)午後3時～(予定)

■場 所 本町通り

あんどんみこしコンクールの部

■日 時 4月20日(土)午後6時45分～(予定)

■場 所 本町通り

■賞 特等ほか多数の賞あり

申込・照会先

2月28日(木)までに(一社)関市観光協会へ

(☎23-6726 FAX 23-7741)

第33回中濃駅伝競走大会 交通規制にご協力を

照会先 スポーツ推進課 ☎23-7766 FAX23-7765

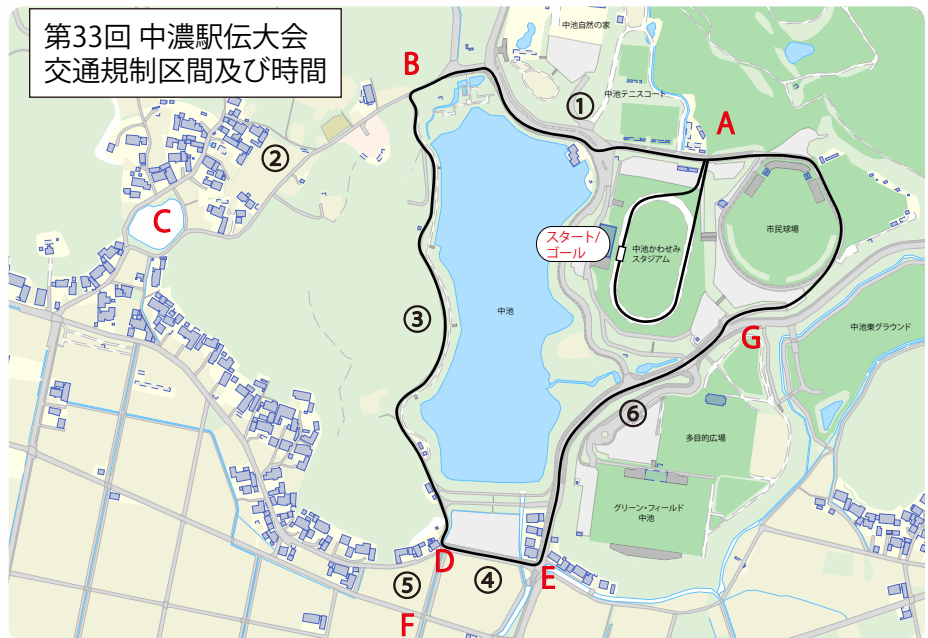
■規制日 2月3日(日)

■規制内容 ①～⑤全面車両通行止め ⑥片側交互通行

■規制時間 午前10時～11時30分

■規制区間

- ▷① A地点からB地点まで
- ▷② B地点からC地点まで
- ▷③ B地点からD地点まで
- ▷④ D地点からE地点まで
- ▷⑤ D地点からF地点まで
- ▷⑥ E地点からG地点まで



市が所有する土地を売り出します

照会先 管財課 ☎23-7763

■市有地・土地開発公社所有地の公売 一般競争入札により公売します。

【物件1番】

- ▷所在地番=桜本町2丁目1-4
- ▷地目・地積=宅地・178.52㎡
- ▷入札最低価格=5,410,000円

【物件2番】

- ▷所在地番=洞戸高見字下村1815
- ▷地目・地積=雑種地・462.50㎡
- ▷入札最低価格=592,000円

【物件3番】

- ▷所在地番=富之保字岩山崎3013-11
- ▷地目・地積=宅地・201.39㎡
- ▷入札最低価格=1,178,000円

【物件4番】建物付 木造2階建 床面積164.72㎡

- ▷所在地番=板取字大道下夕1591-6
- ▷地目・地積=宅地・501.67㎡
- ▷入札最低価格=2,039,000円

【物件5番】

- ▷所在地番=東町5丁目3-3
- ▷地目・地積=宅地・940.49㎡
- ▷入札最低価格=30,541,000円

【物件6番】 関市土地開発公社所有地

- ▷所在地番=小瀬字一ノ門1132-1
- ▷地目・地積=宅地・728.00㎡
- ▷入札最低価格=23,092,000円

【物件7番】 関市土地開発公社所有地

- ▷所在地番=南町1丁目2-1
- ▷地目・地積=宅地・94.64㎡
- ▷入札最低価格=2,860,000円

【物件8番】 関市土地開発公社所有地

- ▷所在地番=倉知字築坪2603-3
- ▷地目・地積=山林・1,824.30㎡
- ▷入札最低価格=26,121,000円

■申込期間 2月6日(水)～2月20日(水) 午前9時～午後5時まで(閉庁日は除く。)

■入札日 2月27日(水)

- ※入札参加申込書・資料などは管財課でお渡します。
- ※入札最低価格以上で、かつ、最高額で入札された方を落札者とし、同額の場合は抽選とします。
- ※落札者とは14日以内に売買契約を結び、購入代金を契約日から20日以内に一括納入していただきます。
- ※購入代金のほか、移転登記費用・印紙税が必要です。

水道施設管理について(凍結防止対策)

照会先 関市水道お客様センター ☎23-6782

昨年の冬には強い寒波が到来し、水道管などの凍結による漏水が多く発生しました。一般的に外気温がマイナス4℃以下となると水道管などの凍結の危険があるといわれています。このような凍結の防止についてご家庭での対策の一例をご紹介します。また、普段の給水装置の管理についてもお知らせします。

水道管など凍結防止の3つの方法

1 屋外の散水栓などの防止策

散水栓などは、多くは屋外に設置され外気温の影響を受けやすいため、凍結しやすい給水装置の一つです。

(1) 給水管の地上部分の保温

地上に出ている給水管は、不要な衣服や使い古した大きめのタオルなどを巻き付けます。



(2) 止水弁などの活用

散水栓などに専用の仕切弁や止水弁がある場合は、これを閉めます。完全に止水が確認できたら散水栓の蛇口を開けておきます。これにより水の凍結膨張による管の破裂を未然に防ぐことができます。ただし、止水弁などに不良があり水が完全に止まらない場合は、止水弁などを修繕する必要があります。

2 水道メーターボックスでの防止策

寒さが激しい場合は地表面下にある水道メーター(水量を測る器械・量水器)の周辺でも凍結の恐れがあります。特に建物などの陰になっていると凍結の危険性が増します。

通行の支障にならなければ、水道メーターボックス部分を覆うことができる大きさの箱(段ボール・発砲スチロールなど)に布などを詰めて防寒措置をし、水道メーターボックスの上に置くだけでも効果が期待できます。風などで飛ばされないよう重しを置くとういでしょう。

なお、検針作業では、水道メーターボックスを開く必要がありますので、簡単に箱を移動できるよう、箱の上にほかの物を置かないよう、また、水道メーターがあることを示す表示もできる限りお願いいたします。

3 水流を作る方法による防止策

夜間に異常な低温が予想される場合は、お風呂場や台所などで、あえて蛇口を少し緩め、水道管の内部に水の動き(水流)を作ることによって凍結を防止する方法があります。ただし、すべての管で水流を作ることが困難であることと、流出した分の水道料金がある程度かかってしまう欠点があります。特に凍結漏水事故が心配な場所で行うとういでしょう。この方法は、夜間に水を出し続けることとなりますので水の出しすぎ、終了時の蛇口の閉め忘れに注意してください。

(注意) ご紹介した方法は凍結防止の効果を完全に保証するものではありません。

その他の水道管理のポイント

水道メーター以降の給水装置は、家庭や事業所など使用者で管理していただくものです。給水装置（給水管や蛇口、湯沸かし器、その他の給水用具）が古くなると、材質の劣化により、故障や漏水などが起こりやすくなります。事故を防止するために、維持管理を的確に行うことが大切です。

漏水は、大切な資源である「水」の無駄遣いになるほか、水道料金等の不意の余分な支払いにつながります。次のことに十分注意しましょう。

- (1) 家庭や事業所の水道の配管状況を把握しておきましょう。
- (2) 2カ月に1度、市が検針して使用水量をお知らせしますが、できる限り各自で水道メーターを確認し、使用水量を把握しましょう。

●漏水の疑いがあるときは

水道を使用していないのに水道メーターが回っている場合など、漏水の疑いがあるときは、まず水道業者に依頼し、調査してもらいましょう。このとき、なるべく関市の指定する水道業者（指定店）にご依頼ください。（指定店はホームページで公開しております）

調査の結果、漏水を修繕した場合、漏水の場所、原因によって水道料金等の一部が減額される制度があります。このためには申請が必要ですので、修繕をした水道業者に修繕時にあらかじめご依頼ください。

●止水栓は正常に作動しますか？

漏水などの緊急時に止水したい場合には、水道メーター付近にある止水栓を閉める必要があります。しかし止水栓の老朽化などの不具合で閉めても完全に水流が止まらなると、以後の修繕作業が遅れるなど支障をきたす場合があります。次のとおり簡易に点検ができますのでご確認をお願いします。

- (1) 止水栓をゆっくり閉める。
このとき、きつく閉めすぎるとそれが原因で故障する（元に戻らなくなるなど）場合があります。特に給水装置が長年経過している場合は慎重に行ってください。
- (2) 宅内の水道を開け、水道が止まっていることを確認する。
このとき、2階など上層階に水道などがある場合、1階の水道を開けると、上層階の水道水の重圧で、しばらく水が出続けることがあります。可能であれば上層階の水道を開けてご確認ください。
- (3) 確認後、止水栓を元に戻して（開けて）から、宅内の水道を開け、通水していることを確認する。
このとき、通水しない場合は止水栓の不具合が考えられます。まずは水道業者へ調査を依頼してください。

●水道メーターは8年で取り替え

水道メーターは計量法に基づき、8年ごとに取り替えを実施します。市では、該当する家庭や事業所などの水道メーターを順次無償で取り替えています。取り替えを行う際には、市の委託を受けた業者から、作業について事前に通知が参りますのでご理解とご協力をお願いいたします。

●検針にご協力を

2カ月ごとに水道メーター検針に伺います。正確かつ効率よい検針のため、水道メーターボックス付近を整理してください。また、飼い犬などを近づけないようにしてください。

●ビルなどの貯水槽の管理

貯水槽の設置者は、水槽の点検、清掃、水の検査などを年1回以上受けることが義務づけられています。貯水槽の十分な管理をお願いします。

●水道の経営状況や水質検査結果の公表

水道の経営状況や水質検査結果は市のホームページで公開しています。

●老朽化した水道管の布設替え

水道管の布設替え工事を順次行っています。工事中は、一時的に断水する場合がありますので迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

●転入・転出時の届出は

住所の変更により水道使用者に変更が生じる場合、また、水道の開始・休止時には関市水道お客様センターへの届出が必要です。

水道料金・下水道使用料の納付書が変わります

照会先 関市水道お客様センター ☎23-6782

4月から、水道料金・下水道使用料の納付書の様式が変わります。

水道料金等の納付に口座振替を利用していない場合は納付書をお送りしています。この納付書について、金融機関・コンビニエンスストアなどで併用できる様式に変更します。また、併せて圧着ハガキ型に変更となります。お手元に届きましたら、ハガキの圧着部を開いてお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、コンビニエンスストアでは、指定の期限が到来すると納められなくなりますのでご注意ください。



市営住宅入居者定期募集

申込・照会先 管財課 ☎23-8121 ※申込および照会は募集住宅が所在する地域事務所でも可能です。

住宅名	間取	月額家賃	戸数
東山3丁目	3DK	21,600円から	1
北天神	3DK	16,100円から	2
岩下	3DK	16,400円から	2
松ヶ洞	3DK	12,900円から	4
武芸川西布	3DK	10,400円から	1
武芸川小知野A棟	3DK	13,100円から	1
武芸川小知野C棟	3DK	20,900円から	1
武芸川小知野D棟	3DK	21,000円から	2

※松ヶ洞・武芸川西布は単身での入居可能。

入居資格 住宅に困っている方、同居または同居しようとする親族のある方（ただし、満60歳以上などの要件を満たしている場合に限り、単身での入居可能）市税を完納している方、収入基準以内の方、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方

収入基準 一般世帯＝月額158,000円以下 高齢者および障がい者世帯＝月額214,000円以下 中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯＝月額214,000円以下

申込期間 2月1日（金）～15日（金）※土・日・祝日を除く開庁時間内

入居予定日 3月27日（水）

選考方法 抽選により決定

中濃地域広域行政事務組合一般会計決算の状況

照会先 中濃地域広域行政事務組合 事務局 ☎25-1411

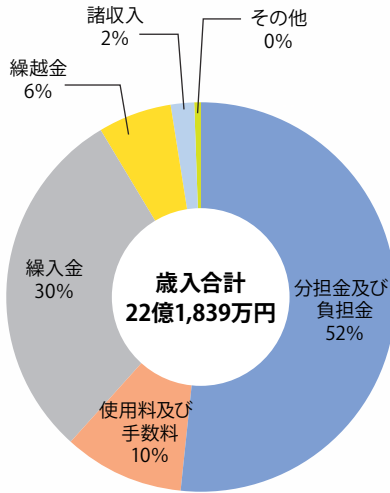
中濃地域広域行政事務組合一般会計の決算状況についてお知らせします。

一般会計の決算額においては、なか美濃ふるさと基金※を出資元へ返還したことにより、歳入の繰入金と歳出の補助費が大幅に増加しました。

歳入決算額においては、前年度と比較して35.1%増の22億1,839万円となり、歳出決算額においては、前年度と比較して40.1%増の21億2,258万円となりました。

※なか美濃ふるさと基金とは、中濃地域ふるさと市町村圏の振興事業へ充てるために平成7年に設置された基金です。平成29年度に廃止され、出資元である岐阜県、関市、美濃市へ出資金及び運用益5億7,658万円が返還されました。

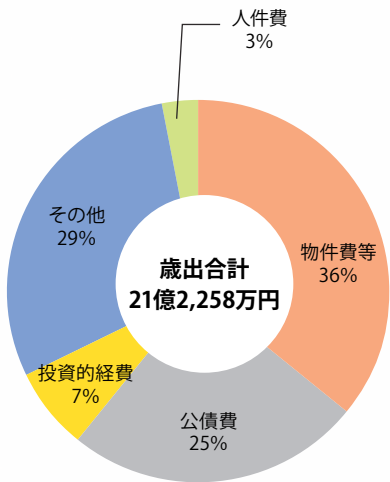
●歳入



区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率 (%)
分担金及び負担金	11億5,840万円	11億5,842万円	△2万円	△0.0%
使用料及び手数料	2億1,668万円	2億1,139万円	529万円	2.5%
繰入金	6億6,213万円	1億1,243万円	5億4,970万円	488.9%
繰越金	1億2,741万円	1億2,399万円	342万円	2.8%
諸収入	4,065万円	3,335万円	730万円	21.9%
その他	1,312万円	302万円	1,010万円	334.4%
歳入合計	22億1,839万円	16億4,260万円	5億7,579万円	35.1%

用語の説明	分 担 金 及 び 負 担 金	関市、美濃市からの負担金
使用料及び手数料	繰 入 金	直接搬入される廃棄物の処理にかかる手数料
繰越金	繰 越 金	基金(中濃地域広域行政事務組合の貯金)の取崩し
諸収入	諸 収 入	前年度繰越金
その他	そ の 他	施設から排出される有価物(スクラップ等)の売却収入
		基金の運用益等

●歳出



区 分	平成29年度	平成28年度	増減額	増減率 (%)
人件費	7,250万円	7,387万円	△137万円	△1.9%
物件費等	7億6,956万円	7億9,835万円	△2,879万円	△3.6%
公債費	5億2,537万円	4億5,259万円	7,278万円	16.1%
投資的経費	1億3,849万円	1億7,676万円	△3,827万円	△21.7%
その他	6億1,666万円	1,363万円	6億 303万円	4,424.3%
歳出合計	21億2,258万円	15億1,520万円	6億 738万円	40.1%

用語の説明	人 件 費	組 合、施設管理にかかる人件費
物件費等	物 件 費 等	施設の運転管理にかかる費用
公債費	公 債 費	ごみ処理施設整備事業の償還金
投資的経費	投 資 的 経 費	施設の工事費用
その他	そ の 他	補助費及び積立金等

申告期間は、2月18日(月)～3月15日(金)です。

平成30年分「市・県民税の申告」「所得税の確定申告」が始まります

照会先 税務課市民税係 ☎23-8893

平成30年分の申告受付が始まります。

平成31年1月1日現在、関市内に住所がある人で、下記の「申告が必要な人」は、平成30年1月～12月の1年間に得た所得について申告が必要です。期限内に申告を済ませましょう。

申告が必要な人

下記以外でも申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

主な収入が給与の人（パート、アルバイトの人も含みます）

- 給与収入の合計額が2,000万円を超える人
- 給与を2カ所以上からもらっている人
- 給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えている人

確定申告が必要です

- 勤務先から市へ、給与支払報告書の提出がされていない人
- 給与や退職以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

主な収入が農業や営業の人、不動産による所得がある人

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えている人

確定申告が必要です

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えない人

市・県民税の申告が必要です

収入がなかった人

- 課税所得証明書などの証明書の交付が必要な人
- 国民健康保険税の軽減の対象になる人

市・県民税の申告が必要です

主な収入が年金の人

所得税の確定申告が不要の人で、扶養控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

- 公的年金の収入の合計額が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円を超える人

確定申告が必要です

- 年金所得だけで、新たに各種控除（扶養控除、生命保険料控除等）を受けようとする人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

確定申告で所得税が還付される場合もあります

多額の医療費を支払った人（医療費控除を受ける人）
扶養控除や社会保険料控除などを追加する人
平成30年中に勤務先を退職し、年末調整が済んでいない人

申告書へのマイナンバーの記載が必要です

申告の際は申告書へのマイナンバーの記載とともに、本人確認（番号及び身元確認）書類の提示または写しの提出が必要です。

「市・県民税の申告」、「所得税の確定申告」の受付会場と受付時間

申告受付会場	開設期間	時間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所、板取事務所 武芸川事務所、武儀事務所 上之保事務所	2月18日(月) ～ 3月15日(金) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時

市役所の申告受付会場では、例年、午前中が混雑する傾向にあります。申告の内容によっては受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

市役所で受付できない「所得税の確定申告」

市・県民税の申告会場においても、所得税の確定申告の受付ができますが、次の内容の申告をされる方は、アピセ・関で申告してください。

- 土地、家屋などを売られた人
- 山林を売られた人
- 損失の申告をされる人（株式売買など）
- 青色申告をされる人
- 贈与税、相続税などの申告をされる人
- 住宅ローン控除の初回の申告をされる人

申告に必要なもの

認印 (スタンプ式などの朱肉を使わない、材質の柔らかいものは不可)
金融機関の口座番号 (所得税の還付申告の場合、申告者本人の口座番号が必要です。)
マイナンバー確認書類、またはその写し (①マイナンバーカード、②通知カード及び運転免許証等の顔写真付きの証明書、③マイナンバー記載の住民票及び顔写真付きの証明書 ※①②③のいずれか)

※収支のわかる書類 (主なもの)

昨年の収入 (所得) について	必要書類
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票【原本】
年金をもらっている人	公的年金等の源泉徴収票【原本】
不動産所得、事業 (農業も含む) 所得がある人	収支を計算した収支内訳書

「源泉徴収票」と記載されたものが重要です。

※例年「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」を持参される人がいらっしゃいますが、「源泉徴収票」以外では申告できませんのでご注意ください。



平成30年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受ける者	住所または居所	
	氏名	
	生年月日	
区分	支払金額	源泉徴収税額

※次の控除を受ける場合の必要書類 (主なもの)

控除の種類	必要書類
医療費控除 (年間10万円または所得の5%のいずれか低い額を超えた額 上限200万円)	医療費控除の明細書または医療費通知 (注1) (注2) (平成29年分から平成31年分の申告までは従来どおり領収書【原本】によることもできます。)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) (特定一般医薬品購入費 (注3) の合計額-1万2千円 上限 8万8千円)	セルフメディケーション税制の明細書 (平成31年分までは領収書【原本】によることもできます。) 「一定の取組」(注4) を明らかにする書類
社会保険料控除 (国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料)	控除証明書等【原本】 (支払った金額のわかるもの)
生命保険料控除 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)	保険料払込証明書【原本】
地震保険料控除 (地震保険料、旧長期損害保険料)	保険料払込証明書【原本】
障害者控除 (本人、配偶者、扶養している人について、障害者控除の申告をする場合)	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など 要介護認定者に対する障害者控除については、「障害者控除対象者認定書」が必要です。市役所高齢福祉課、または各地域事務所です手続きをお願いします。
寄附金控除	領収書【原本】

注1) 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

注2) 医療保険者が発行する「医療費通知」を提出すると、該当する内容について明細書への記入を省略できます。

(ただし、「被保険者等の氏名」、「療養を受けた年月」、「療養を受けた方の氏名」、「療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称」、「被保険者が支払った医療費の額」、「保険者等の名称」が記載された医療費通知に限りです。)

注3) 特定一般医薬品購入費はスイッチOTC医薬品の購入費となります。対象となる医薬品については厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>) で確認できます。

注4) 「一定の取組」を明らかにする書類は以下の通りです。

- ・保険者 (健康保険組合、国保等) が実施する健康診査【人間ドック、各種健 (検) 診等】
- ・予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ・勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ・特定健康診査 (いわゆるメタボ検診) 特定保健指導
- ・市町村が健康増進事業として実施するがん検診

※健康診査等の「一定の取組」にかかった費用は医療費控除の特例の対象にはなりません。

「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」は市役所税務課に備えてありますが、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

災害等による雑損控除の申告について

照会先 関税務署 ☎22-2233

災害等により住宅や家財など生活に通常必要な資産が損害を受けた場合は、定められた計算方法で申告を行うことで、雑損控除として所得から控除されます。また、災害減税法に定める所得税の軽減免除の適用を受けることができる場合があります。

対象となる損害の原因

地震、風水害、火災などの災害や盗難、横領
 ※詐欺や恐喝の場合には雑損控除は受けられません

対象となる資産

損害を受けた資産が、次のいずれにもあてはまること

- ①納税者本人の資産、もしくは納税者と生計を一にする配偶者やその他親族でその年の総所得金額等が380,000円以下の者の資産
- ②住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産
 【棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(別荘、競走馬、1個または1組30万円を超える貴金属、書画、骨とう等)は対象となりません】

申告の際の必要書類

1. 災害を受けた証明書(り災証明書)
2. 被害を受けた資産の明細(資産の内容、取得時期、取得価額)がわかるもの
 ※家屋等に被害を受けた場合・所有者や面積がわかる書類(登記簿等)
3. 被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用など災害関連支出についての領収書など
4. 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるものなど

■申告場所 アピセ関(平和通)または市・県民税の申告受付会場

■申告時期 平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)まで

■受付時間 アピセ関・午前9時から午後4時まで、その他は午前9時から午後5時まで

※雑損控除または災害減税法についての詳しい説明は、関税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

配偶者控除及び配偶者特別控除について

平成29年度の税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用される納税者本人の合計所得金額に新たな所得制限が設けられ、また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられることとなりました。この改正は、平成31年度の市県民税から適用され、所得税においては平成30年分から適用されます。

所得税 平成30年分以降 市・県民税 平成31年度以降		納税義務者の合計所得金額							
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1000万円以下		1000万円超	
		市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	適用なし	
	老人控除対象配偶者	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円		
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円	適用なし	
	85万円超 90万円以下	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円		
	90万円超 95万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円		
	95万円超 100万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円		
	100万円超 105万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円		
	105万円超 110万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円		
	110万円超 115万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円		
	115万円超 120万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円		
	120万円超 123万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円		
123万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円			

納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除の適用を受けられなくなりますが、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が38万円以下の場合「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。

関税務署からのお知らせ

照会先 関税務署 ☎22-2233

※税務署の電話番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内します。

所得税等、消費税等の確定申告及び贈与税の申告に関するご相談は「0」（平成31年3月15日(金)まで、ご利用できます。）を、国税に関する一般的なご相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

「所得税等^{*1}」「個人事業者の消費税等^{*2}」「贈与税」の申告会場と受付期間

申告会場	開設期間	開設時間
アピセ関 (平和通7丁目5番地1)	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時 (受付終了時間 午後4時)
申告・納付期限	所得税等・贈与税 ⇒ 平成31年3月15日(金) 消費税等 ⇒ 平成31年4月1日(月)	

※1 所得税等とは、所得税及び復興特別所得税をいいます。

※2 消費税等とは、消費税及び地方消費税をいいます。

○関税務署(川間町)では、申告書の作成指導は行いません。(申告書提出のみの方は、関税務署でも受け付けています。)

アピセ関の申告会場では、パソコンを利用してご自分で申告書を作成していただけます。

(平成31年1月4日(金)～平成31年4月1日(月)の期間は、申告書の作成相談の予約は受け付けておりません。)

「税理士による無料税務相談所の開設」

会場	開設期間	開設時間
アピセ関 (平和通7丁目5番地1)	2月18日(月)～2月28日(木) (土・日曜日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～午後4時

○相談対象者

前年分の所得金額(注)が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は平成28年分の課税売上高が3,000万円以下の方、給与所得者及び年金受給者の方(ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする方は除きます。)

(注) 青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の所得金額

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください!

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

振替納税をご利用ください!

所得税等・消費税等の納付については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されています。

税務署へご提出いただく確定申告書については、平成29年1月から、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるととも、本人確認(番号及び身元確認)書類の提示又は写しの添付が必要です。

確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

平成31年1月から、マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式によりe-Taxの利用が便利になります。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます!!

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。